

平成26年6月第2回八街市議会定例会会議録（第5号）

1. 開議 平成26年6月10日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 山 口 孝 弘
- 10番 小 高 良 則
- 11番 湯 淺 祐 徳
- 12番 中 田 眞 司
- 13番 古 場 正 春
- 14番 林 政 男
- 15番 新 宅 雅 子
- 16番 鯨 井 眞佐子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 川 上 雄 次
- 22番 林 修 三

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 榎 本 隆 二
教	育	長 加 曾 利 佳 信
総	務	部 長 石 毛 勝
市	民	部 長 加 藤 多久美

経 済 環 境 部 長	吉 野 輝 美
建 設 部 長	武 井 義 行
会 計 管 理 者	醍 醐 真 人
教育委員会教育次長	河 野 政 弘
農業委員会事務局長	醍 醐 文 一
選挙管理委員会事務局長	片 岡 和 久
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
国 保 年 金 課 長	石 川 孝 夫
高 齢 者 福 祉 課 長	和 田 文 夫
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人
秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総務部参事(事)総務課長	石 川 良 道
市民部参事(事)社会福祉課長	宮 崎 充
農 政 課 長	水 村 幸 男
建設部参事(事)道路河川課長	藏 村 隆 雄
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	吉 田 一 郎
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第5号)

平成26年6月10日(火)午前10時開議

- 日程第1 議案第3号から議案第7号、
議案第9号、議案第10号、議案第12号
質疑、委員会付託
- 日程第2 議員派遣の件
- 日程第3 休会の件

○議長（林 修三君）

6月10日火曜日、本日、これから3人の議案質疑が予定されておりますが、よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に、報告をさせていただきます。

6月6日までに受理した陳情1件につきましては、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案第3号から議案第7号、議案第9号から議案第10号及び議案第12号を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は、答弁も含め40分以内とし、質疑は一問一答、同一議題につき2回までとなっておりますので、よろしくお願いたします。

ただいまの発言時間の制限に対し、ご異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

それでは最初に、右山正美議員の質疑を許します。

○右山正美君

おはようございます。通告に従って、順番に進めていきたいと思っております。

最初に、議案第6号でございます。八街市基本構想の策定に関する条例の制定についてということでございます。

この基本条例については、昨日、6月8日から各地域での、いろんな地域のパブリックコメントが行われ始めました。その中で多くの人たちの意見を取り入れて、基本構想に取り入れるということでございます。1つお願いは、各、市長はじめ副市長も担当課、総務部長とか、数々いらっしゃるわけですけど、以前のパブリックコメントの中で市民の方が意見を言うと、それに対して財政がない、お金がないからといって意見を却下するような、そういうパブリックコメントのあり方だったんです。そういうことじゃなくて、数多くの方々の意見を取り入れるということですから、その場で財政が、お金がないというような考え方を執行側から出してほしくない、このように思います。ですから今回のパブリックコメントのあり方も、しっかりとした市民の考え方、そういったものをしっかりと取り入れて、そして基本構想の中に繰り入れてもらいたいなど、そういう具合に最初に申し上げておきますので、何とぞよろしくお願いたします。

この基本構想について、第2条では基本構想の位置付けについてということになっており

ますが、その辺のことについて、まず最初に質問していきたいと思います。よろしくお願ひします。

○総務部長（石毛 勝君）

それでは、お答えいたします。

ご質問の基本構想の位置付けということでございますが、市長の提案理由にもございましたように、今回の基本構想の見直し、リニューアルと申しますか、これに至った経緯等もございます。これは10年前の総合計画策定にあたりましての人口フレーム等との乖離が見られるということから、やはりこれから先の10年後を見据えた人口フレームを検討しなければいけない。これにつきましては当然のごとく、他の部署での基本計画ですとか基本的な考え方をまとめるのに一番の大本になるということで、こういった今回の見直しということに至ったわけでございますが。

これにつきましても、当初から申し上げているように、平成23年5月2日付の地方自治法の一部改正によりまして、市町村の基本構想に関する規定が削除されたということで、議会の議決を経て、地域の総合的かつ計画的な行政運営、これにつきまして基本構想を定める上でのよりどころがなくなっているという中で、千葉県内を見ましても、同じように基本構想としての位置付けが最上位だというような考えはもちろんのことでございますので、これをもとに基本構想についての条例を定めるということで今回、上程させていただいたところでございます。

○右山正美君

地方自治法の一部改正ということで、やっぱり基本構想というのは地方公共団体の在り方の基本的な方向性というか、財政も含めてですけど、そういう方向性を決めるということで位置付けする。地方自治法が一部改正されて、条例部分はやっぱりこの中で作って、議会の中で論議していくということにもなっているわけでありまして。しっかりとした、先ほど言いましたけど、数多くの方々の意見を取り入れて、しっかりとした基本構想ができ上がるように、しっかりとしていく必要があると思います。

それで、第3条の基本構想の策定について、お伺いするものですが、部長が今いみじくも、地方公共団体の中の最上位に位置付けてというふうにもありましたけど、この基本構想策定についての考え方を伺いたしたいと思います。

○総務部長（石毛 勝君）

この基本構想の策定につきましては、先ほども申し上げましたが地方自治法によつての定めが削除されたということで、この基本構想策定の根拠として、まず条例の制定によつて明文化するというのが根本の考え方でございます。

○右山正美君

最上位ということで、それに基づいていろいろ施策は進めていくわけですけど、その中にやっぱり財政的なものも伴うと思います。財政的なものが伴うと同時に、事業評価等々も含めて、私はこれに加えてやっぱりやっていかないとだめなのかなと。その都度の、要するに

その事業は本当によかったのかどうなのか、少し早めた方がいいのかどうか、あるいは、これを後にして、もっと重要な部分については、もっと先に持ってこなきゃいけないんじゃないかとか、そういった評価の仕方も、私はする必要もあると思いますけど。その辺についてはどうですか。

○総務部長（石毛 勝君）

先日、日曜日に第1回目の地区別懇談会がございまして、その中でも市民の皆様から、今までの基本計画の状況はどうなんだというご質問がございました。現在としましては、行政評価を行革室であわせて同時に進行している状況でございます。その中で、今までの基本計画で、どの程度事業が進んでいるのかというものを再度精査しながら、今後の基本構想または基本計画に結び付けていきたいというふうに考えております。

○右山正美君

同時に、やっぱり財政の在り方といいますかね、事業の先、後回しとか、そういったことも、事業の評価でそういうことも必要ですけど、財源を生み出す、そういったこともやっぱりしっかりと考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思いますよ。ただ徴税強化だけで、徴収強化をやるだけじゃなくて、じゃあ市は一体どういうことで財源を生み出せるのかというようなことも含めて、やっぱり基本構想の中にも含めていく必要があると思います。それはただ単に職員の給料をカットするとか、あるいは駐車場代をとるとか、そういったみみったらしいことじゃなくて、総合的に財源を生み出していく。土地の有効活用もそうですけど、私はそういったこともしっかりと考えていく必要があると思います。その辺も含めて、しっかりと策定を進めていっていただきたいと申し上げておきます。

それから第7条ですけど、第7条については私は、基本構想そのものが一番上位に来て、各分野、分野のずれが生じたときには基本構想にできるだけ戻るといようなことになっているんですけど、これはちょっと逆の構想でやった方が文章的に、文章的にそういうふうにした方がいいかなというふうに思うんですけど、その辺はちょっと担当課とは話をしていますけど、その辺についてどうでしょうかね。

○総務部長（石毛 勝君）

これにつきましては当然のごとく、各部署におきまして、これから26年度以降、かなりの事業プランの見直し、また新たな事業推進計画等を策定するという時期に来ております。こういう中で、当然、基本構想を作る上で同時に進行する部分もございますので、各課等と当然、調整を図りながら行っていくわけですが、基本的にまず今回の人口フレームの調整をどうするかというところがそれぞれの各推進計画等、基本計画等に影響してくるということでございますので、その辺をまずきちっと固めて、人口減少問題も当然含めまして検討しながら、ほかの部署との整合性を図っていきたいというふうに考えております。

○右山正美君

今、担当課が人口フレームという問題を出されましたけど、人口フレームについては、ちょっとシビアに見ないと。全国の市区町村がなくなるような話もいたしましたけど、この人

口フレームによって、やっぱり過大評価、過大事業が進んでいったという、過去の八街市の事実もあります。

あの焼却炉を作ったときには10万人構想を目指していたんですよ。その中で77億という大型の焼却炉を、国の誘導、指導もありますけど、そういう大型事業を進めてきたということです。誤った見方ですよ、これは。今になって、本当に焼却炉というのは重荷になっているんですよ。お金をどんどん使って、修理とか、そういったものがどんどんかかってくる。やっぱりこういったものについては事業評価の中でも見直しをしていく、あるいは本当に八街の身の丈に合った、そういった事業なのかどうかということもやっぱり大きな問題ですから、その辺のことも含めて。

人口フレームもしっかりとした実態に沿った、あるいは全国的な流れもありますし、八街の人口流出という問題もあるわけですから、しっかりと、過大評価の事業をするのではなくて、現実に合った、やっぱり事業評価を、事業を進めていってもらいたいというふうに思います。

基本構想が最上位であって、それに沿って整合性を図って、各分野のそういったものがついていくわけですから、ちょっと第7条については私はふと、ちょっと文章的におかしいかなと思いましたけど、ぜひその辺のところも検討してもらえればというふうに思います。

それから、議案第10号に移ります。

議案第10号では、歳出の12ページであります。10目の電算業務費、社会保障番号制度、こういったものが出てきました。税と社会保障の個人情報を一括管理して、徴税強化にもこれはつながりますし、給付抑制を狙うとともに、権力による国民に対するプライバシーの漏えいなどが危惧されるというものでございます。

まず最初に、社会保障税番号制度システム整備事業費の事業内容について、伺いたいと思います。

○総務部長（石毛 勝君）

ご答弁申し上げます。

今回、予算をお願いしていますのは社会保障税番号制度、俗にマイナンバー制度とも申し上げますが、この対応をするということで、これに係りますシステム改修費が主でございませう。改修いたしますシステムにつきましては、住民基本台帳システム、また地方税務システム、児童福祉システム、介護保険システム等の11ほどございませうが、システムの改修が必要になってくるというもので、今回、補正予算として上程させていただいたところでございませう。

○右山正美君

市民一人ひとり、これは国民一人ひとりですけど、番号を付けると。社会保障番号ですね。この番号は何桁になるんですか。

○総務部長（石毛 勝君）

失礼いたしました。

12桁だというふうに私は記憶しております。

○右山正美君

12桁になるんですね。やっぱり12桁になって。

以前に住基ネットというのがありまして、これは今も息づいているんですけど、住基ネットを使う人が一体どれだけいたかという、私はそんなにいないと思うんですけど。このようにマイナンバー、名前は格好いいですよ、マイナンバーですからね。12桁の数字を暗記するといっても暗記できませんし、まして子どもも全部付けるわけですから。これは住民全部ですよ。ちょっとまず最初に聞きたいと思うんですが、全部ですよ、赤ちゃんから年寄りまで。

○総務部長（石毛 勝君）

そのとおりでございます。

○右山正美君

そうしますと、赤ちゃんの背番号をどのように管理するか。高齢者、認知症の方、そういった方々の番号をどうやって管理するのか。考えただけで、私はおかしくなります。一律に番号制にしてやるわけでしょう。最後はカード化して、カードを持たせるようなことになるんですけど。これはちょっと大変なのかなというふうに思います。

この委託料について。

委託して、国の税金だけではございません、一般財源も876万9千円使うんですから。やっぱり委託して、そういったことをやるんですけど、プライバシーとかそういったものも、委託先でやるんですけど、プライバシーとか、そういった問題については大丈夫なんですか。その辺について、どうですか。

○総務部長（石毛 勝君）

委託して、当然システム改修が行われていくわけですが、番号法の第11条に委託先の監督が明記されておりまして、委託契約書に機密保持義務、それから事業所からの特定個人情報の持ち出し禁止、事務終了後の特定個人情報の返却または廃棄の義務付け等、これをきちっと記載しまして、情報漏えい等がないように管理するということになってございます。

○右山正美君

委託先がしっかりしたものであれば、その心配はないかもしれませんが。いずれにしても、執行側の考え方としても、社会保障や税の、給付や負担の公平性が図られることを、やっぱり言っているわけですよ。やっぱりそういうことというのは徴税強化と給付抑制、こういったものにつながっていく、私は行く行くはつながっていくと思うんですよ。

その管理が。最初は、いろいろな問題で書類をとらなくてもいい、そういったことで利便性があるんだという具合で言っていましたけど、先々は統一化されて、そのカード1枚で預貯金から社会保障、年金から何から全部わかるようになってしまうということになるわけですね、アメリカ並みに。これが本当にいいのかどうか。

あるいは高齢者、子どももそういった番号制にして、管理をどうやってしていくのか。こういう問題もあります。オレオレ詐欺だの何だの。今度、役所も気を付けた方がいいと思いますけど、給付が戻ってきますというオレオレ詐欺をテレビでやっていましたけど。そういった意味では私は、マイナンバー制度は本当にすごい詐欺のあれの1つになるんじゃないかなというふうに考えていますけど。

いずれにしてもやっぱり、こういった整備事業に3千609万2千円もかけて、やる必要があるのかどうか。私は甚だ疑問に思います。そういうことではマイナンバー制度、今の現状で本当に必要があるのかと言えば、私はないと思いますので、その辺についても、個人的にはやっぱりそういうお考えであるかもしれませんが、ぜひこういった問題、議員の皆さんもしっかり考えていただいて、本当に果たしてこういうのがいいのかどうか、しっかりと見極めていただきたいというふうに思います。

次に、2款1項11目、諸費について伺いますが、コミュニティセンターの育成費についてであります。

この250万について、一体どのようなコミュニティに補助していくのかどうか。まず最初にそれを伺います。

○総務部長（石毛 勝君）

今回の6月補正予算として計上いたしました250万円につきましては、宝くじの社会貢献広報事業ということで、財団法人自治総合センターが実施します一般コミュニティ助成事業に既に申し込まれている自治体の方がかなりございまして、その中で今回採択を受けました1団体、大東区でございまして、こちらのコミュニティ育成事業としての補正予算250万円を計上したものでございます。

採択されましたコミュニティ事業の実施に際しましては、大東区で太鼓、はんでん、やぐら幕などの備品を購入するという目的での事業でございまして。

○右山正美君

市はこういったコミュニティセンターでいろんな事業に対して補助金、助成金を出していますけど。このコミュニティセンターの運営について、一番お金がかかるのは電気代なんですね。せっかく育成事業ということで助成金を出しているわけですから、それと同時に、コミュニティセンターというのはいざというときのための避難場所とか、そういったことにも使われるようになるんですね。ですから私はぜひ、電気代がかかる、あるいは避難場所に指定されるということになれば、ぜひ太陽光の助成金をやっていただきたいなど、このように思うんですけど、どうでしょうかね、その辺については。

○総務部長（石毛 勝君）

ご答弁申し上げます。

ただいまの太陽光発電につきましては、避難所等に利用しておりますコミュニティセンター等、何カ所かございますが、こういったもので電気代の育成、また災害時の電気を供給する上では非常に有効性のあるものだと私どもも認識しております。

その中で、八街市の現在の補助金等、助成の状況を見ますと、コミュニティセンターまた地区集会施設につきましては、現在、八街市地域集会施設建設費等補助金交付要綱というのがございます。この中の1文に、建築設備の設置に該当するもので実際に要する経費で、10万円以上の経費がかかるものにつきましては、上限30万円というのがございますが、その適用をしまして助成が受けられる。その中に、設備の中には当然のごとく電気設備、これも入ってございますので、それに、改修等を含めまして、該当するのではというふうに考えております。

○右山正美君

やっぱりそういう意味からすれば、基本計画の中にも。そういう一連の流れなんですよ、防災計画の見直し、減災をしていく、いざというときのための地区の避難場所になってくるということで、そういうコミュニティの助成をしていく。1つの流れになっているんですよ、やっぱり。地区のコミュニティがそういった形で助成されれば、私はもっともっとコミュニティ活動が進んでいくのではないかとこのように思いますので。ぜひ、30万というみみちいことじゃなくて、やっぱりそれを拡大していく。

今、商工会議所等にも貼ってありますけど、事業費と電気の、太陽光の助成で十分賄える、ツーペイぐらいになるというふうに宣伝していますよ、今も。私のところにもあれですよ、先月は1万2千円です、太陽光の売電。自分のところは8千円、電気代は。そういう記憶があります。8千円使って、1万2千円です。その差額、約4千円。これはもう太陽光で黒字ですから。その前の月は1万5千円ですよ、太陽光の売電が。明らかに1万近い、売電益を得ているわけですけど。

そのようにコミュニティで、一番かかる電気代の補助をすれば、コミュニティセンターはもちろんのこと、それを使っている区の人たちも大変助かるわけですから、ぜひそういったことを進めていっていただきたいというふうに思います。ぜひ積極的な採用をお願いしたいと思います。

最後になりますが、税の問題ですね。税金。税条例の一部を改正する条例でございますが、法人住民税、法人割の税制改正について。

本当に私も無知でわからなかったんですが、八街市も近隣と同じように標準税率12.3パーセントを適用していたというふうに聞きました。これが12.3パーセントの現状で、どのぐらい税収が上がったのかどうか、概算について、出ていますかね。現状の税収。

○総務部長（石毛 勝君）

税収ということでございまして、この改正によりまして、これは26年10月1日からの適用ということで、法人決算年度等から見ますと実際に影響が出るのは27年11月1日以降になるというふうに思っております。その影響額といいますと、平成27年度につきましては約460万円、平成28年度以降につきましては毎年4千500万円程度の減収になるというように試算されております。

○右山正美君

それは12.3パーセントから低減になって、9.7パーセントに税が引き下がるということで法人税の軽減になるわけで、27年度は460万ぐらいの減と、28年度は4千500万円ぐらいの減になってくる。減になったものについては、国がやはり助成してくるというふうに思いますけど、その辺についてはどうですか。

○総務部長（石毛 勝君）

おっしゃるとおり、税率の引き下げによります減収部分、これにつきましては地方交付税によって補填されるということで、その補填財源につきましては国が新たに地方法人税というものを国税として創設いたしまして、その増収分を地方交付税の財源に充てるということで、地域間における財政力の格差をなくしていこうというのが主たる目的であるというふうになっております。

○右山正美君

交付税の要求をしっかりとさせていただきたいと思います。

それから、軽自動車の税制改正です。

自動車取得税の減税が行われるわけですが、それによる減収が地方税に穴をあけるということで、その穴埋めに軽自動車税率が引き上げられるということがございます。価格の高い高級車とか燃費の悪い大型車が減税されるわけで、庶民の足である軽自動車には増税するというものであります。言うならば、自動車ユーザーである国民じゃなくて、自動車会社の利益を優先した税制と言わざるを得ないというふうに思うわけでありまして。そこで、改正後の税率での税の増収というもの、これについては改正された後、7千200円、いろいろ種々あるんですけど、どのぐらい税収が上がるのか、その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

軽自動車税の改正後の税収ということでございます。この改正によりまして27年度分から軽4輪車及び小型特殊自動車というものの標準税率が変わるということで、自家用の乗用車にあっては1.5倍、その他の区分の車輛については1.25倍という基準で引き上げられるというものでございまして、これに基づきまして、現在の25年度の所有台数3万916台におおむね5パーセントの台数伸びを見まして、27年度につきましては約800万円、28年度につきましては1千400万円の増というふうに見込んでいます。

○右山正美君

逆に言えば、それだけ高級車とか大型車があつて、その分。これは私は先ほど言いましたけど、高級車とか大型車とか、そういったもので、今の金額で800万、1千400万、これで穴埋めは可能なんですか、その辺は。その辺の比較はされていますか。高級車、大型車の減収、取得税が減収になりますよね、取得税が、高級車の。それを軽自動車で穴埋めをしようと言っているんですよ、国は。それでツープイになるのかどうか。その辺の見解はどうですか。計算されていますか。

○総務部長（石毛 勝君）

大変申し訳ございませんが、その比較といいますか、それにつきましては現状としては

出ていない状況でございます。

○右山正美君

もしそういった感じで穴埋めにされないというのでは、国の方に予算要望していかなきゃいけませんし、執行側としては。我々は、軽自動車に対する増税というのは、いいとは言いかねますよね、やっぱり増税ですから。弱いところ、弱いところに、社会保障もそうですけど、こういったことまで国は今、国民に負担を負わせてくるというのが、今の政治ですから。本当に弱いところ、弱いところにかかってくる。なおさら、13年たったら重課税率がまた引き上がってくるということで。軽の乗用自家用が7千200円の現状を入れると、1万2千900円に、改正後にはなるわけですね。その車が13年たつと改正されるということで。全く弱い者いじめであるとしか言いようがないんですけど。その辺の検討、重課税について、どうお考えなのか。

○総務部長（石毛 勝君）

この重課税につきましては普通自動車としましてはもう既にやられておりまして、軽自動車につきましてもグリーン化ということの観点から今回創設されたものでございまして。当初の新規車検、今は3年になろうかと思いますが、その車検を受けてから13年を経過した車輛ということが対象になってございます。具体的には新規車検から13年を経過した4輪自動車、これにつきましては通常の税率に20パーセントの課税がされるということで、先ほど議員さんがおっしゃいましたように現行7千200円の乗用車が、改正後については1万2千900円になるということになってございます。

○右山正美君

いずれにしても、やっぱり庶民の足である軽自動車さえ、そういう具合に税率が高くなってくる。その上に社会保障、消費税。いろんな意味で、我々国民にはこういった税の負担をどんどん押し付けてくるというのはもう間違いのないことであります。我々の防衛策として何かあるのかといたら、何もないわけですね。だからそこで地方自治体の役割というのが大変重要になってくると思います。住民のそういった、国や県とか、そういった、そういう政治から、やっぱり何とかして市民を守っていくという、こういう立場こそ私は大事になってくるんじゃないかなというふうに思います。ぜひそういった気持ちも含めて、しっかりと政治を、市政もやっていただきたいと、このように思います。

若干時間を余らせましたけど、これで私の質問を終わります。

以上です。

○議長（林 修三君）

以上で右山正美議員の質疑を終了します。

次に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは議案第10号、一般会計補正予算の12ページ、5款1項3目の農業振興費の経営体育成対策事業補助金について、お伺いします。

この補助金は、2月の大雪によって被害を受けた農産物の生産に必要な施設の再建、修繕等に対する補助金ということで、9割補助されるという内容のようですけれども。今、必要とされていることは、この申請書類がわかりやすいのかどうか。このことについて、お伺いします。

もう1点、この支援制度は被害農家にどの程度、行き渡っていく予算なのか。

この2点について、お伺いします。

○経済環境部長（吉野輝美君）

お答えいたします。

議員がおっしゃいますとおり、2月の大雪によりまして被害を受けられた施設園芸で、パイプハウス等の被害に対します補助事業、再生やら撤去に向けての補助事業でございまして、これらの内容について、被害農家さんが補助事業を受けられるかどうかという希望調査を差し上げまして、希望して受けられる方々について、調書の作成にあたって、書類の関係ですけれども、調書の作成にあたり、担当職員が3日間、マンツーマンで作成について協力したというような状況でございます。

また、全被害農家さんに支援していけるのかということですが、この補助事業を希望して受けられる方、離農されない、しないよにということで、いずれにしましても施設園芸の設置にあたっては多大な投資もかけられております。加えて、これらの修繕にかかる費用が経費負担として膨大になった場合、再建的には難しいということで、離農されない、されてはということで、9割の補助金という流れで今回、国、県、市という補助制度を活用していただくというような流れでございます。ですので、離農、あるいは施設園芸をやめられて、露地野菜園芸に変えられる方もおりますが、農業を続けられる方々に対しての助成というような制度でございます。

○京増藤江君

露地野菜に変えられる方は利用しないというようなことかと思うんですけれども。昨年秋には台風被害がありまして、今年の2月は大雪の被害ということで、季節ごとに本当に今、一般国民も大変ですけど、特に農家の方は天災と向き合って、折り合っていかなければならないということでは、被害があったときに、いかに速やかに必要十分な助成をしていくかということが大変重要かと思うんですけれども。そのためにも、農業を続ける意欲が失われなないように支援すべきだと思うんですけれども。

雪の被害によって生産を縮小したり、やめたりする農家、露地でするという方はあるようですけど、生産を縮小したり農家をやめたりするような、そういう農家はあるのかどうか、お伺いします。

○経済環境部長（吉野輝美君）

先ほどご説明いたしました、露地に切りかえた農家さんはおられますが、これによって離農されるという農家さんは、私の方は聞いておりません。

○京増藤江君

やめる農家はないということなのですが、露地で栽培ということで栽培面積を減らすのかどうかについてはちょっとよくわかりませんが、本当に八街市が農業を盛んにしていくことが、今、大きな問題になっている地球温暖化、これを防止していくためにも私は大変重要だと思います。TPPに入ってしまうと日本の農業は衰退して、燃料を使って輸入していくということになって、地球温暖化を加速させてしまう。そういうことにならないようにするためにも、私はさまざまな被害があったときに、きちんと十分な補償を、今後は八街市としてもしていく、そういう制度を作っていただくように要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（林 修三君）

以上で京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は、議案第9号と議案第10号について、質問をいたします。

まず、第9号の八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の一部改正について、質問させていただきます。

この中で今回の条例改正の大きな問題につきましては、暴力団の排除についてというようなことであります。暴力団による不当な行為の防止等に関する法律、これは第2条6項に規定する暴力団員、または当該暴力団員でなくなった日から5年を経過したものと規定しておりますけれども、これでは固めが弱いのではないかなというふうに思います。

例えば法人で、役員や使用人、あるいは個人で使用人が暴力団員等の欠格要因に該当する者がいた場合、一体どうするのか。そういったときにはどのような対応をされるのか。お伺いしたいと思います。

○経済環境部長（吉野輝美君）

この土地の埋立てに係る事業者さんの中に暴力団員がいるか否かの関係での影響的なものとしたしましては、まずは暴力団員がいるか、いないかの調査ということで、警察への意見照会をし、それらについて警察との連携を図っていきたい。そのように考えております。

○丸山わき子君

身内関係、あるいは使用人。その人に関わって役員、何らかの法人であり、あるいは個人のところでの使用人といった場合に、何らかの形でひっかかってくるということを考えてよろしいですか。何かその辺が私は大変不確かじゃないかなというふうに思います。

それからちょっと、2点までしか質問できないので。

もう1点は、許可の取り消しについてなんです。

最初は暴力団とは関係なかったから許可しました。しかしながら、後で該当していたことが判明した。そういったときには許可の取り消し、28条にはそういった部分が入っておりませんが、そういうことを明記しておく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

埋立て条例の中に暴力団の関わりについての条項を載せるわけですが、条文条例といたしましては暴力団排除条例、こちらの方もございますので、あわせて警察との連携が図れるというようなことで考えております。

○丸山わき子君

許可にあたっては、入り口にあたってはそれでいいと思うんです。ただ、事業をやってしまった後に、許可した後、何らかの形で暴力団と関わっている方だったんだ、あるいは何らかの形で暴力団の方が関わってきている、そういったときには、そういったことがわかった時点で、やはり許可の取り消しというのをやるべきではないかなと思うんですが。そういう点では、八街市の条例の28条には許可の取り消しというのがありますけれども、暴力団が関わっていることが後でわかった場合は取り消しますよという厳しい条項にはなっていないということを、私は指摘しているんです。そういう点では、入り口だけを厳しくしないで、やっぱりその後もフォローできるような体制をとるべきであるというふうに思います。

どこでも暴力団は、どこの自治体でも規制しますからね、何らかの形でどうやって入るかというのを当然、検討すると思うんです。後々わかってしまうような、そういう経緯も、後では出てくるんじゃないか。そのように思います。そういう点で、許可の取り消しというところでも、これはきちんとうたっておく必要があるというふうに思いますので、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。

それから、住民承諾。住民の同意書について、1点お伺いしたいんですけれども。

今回、近隣住民の承諾は100メートル、これから300メートルに見直されるというふうに伺ったんですが、その経緯はどのようにしてそのような方向になったのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（吉野輝美君）

現在この条例の施行規則の中で、近隣住民の承諾ということで100メートル以内の方、居住世帯の10分の8の承諾を得るというような条項になっておりますが、これが300メートルになる。このようにした経緯ということでございますが、やはりこの条例の規則の中で、近隣やら県も300メートルに変更している状況がございますので、やはり八街市においても同じ考えで、隣接の方々、300メートル以内の方々から承諾を得て事業することによって、周辺住民への周知あるいは安全性が図れるというふうに考えたものでございます。

○丸山わき子君

私も300メートルというのは大変いい方向であるというふうに評価したいと思います。しかし、同意の範囲を広げても、同意書があるからというだけでは、なかなか住民の声が伝わらない、要望が伝わらないという方向がある。この間も、そういった同意書の問題で、ただ同意書が出されればいいや、そういう事務的な取り扱いがあったのではないかというふうに思います。

私は平成23年12月議会の一般質問で、近隣住民の同意書について、申請受付時に隣接

住民への丁寧な確認、説明会のあり方の改善を求めたのに対し、市長は「今後、申請者に添付される全ての承諾書に対し、承諾者全員に書面にて市が承諾の事実確認をすること、及び地域住民に対する説明会等のあり方について、現在の手引きを見直したい」と答弁されております。このように今現在なっているのかどうか。その辺について、お伺いいたします。

○経済環境部長（吉野輝美君）

やはり事業者において地域の方々に説明し、なおかつ同意、承諾を得て、隣接の土地所有者は、なおかつ100パーセントの同意を得て、事業説明どおり実施していただくのが筋ではないかと思っております。

それらで地域の方々が安心、計画どおりの実施、計画どおりに対して同意されたということで実施に入るわけですが、現在その同意書を確かに受けたというような通知のフィードバックを平成24年から実施しております。それらによって、確かにこの事業に対しての正当性ですか、それを証明できるのではないかというふうには考えております。

○丸山わき子君

今回かなり範囲が広がるわけですから、その辺はきちんと丁寧に対応していただきたいと思ひますし、それからやはり住民の声をきちんと拾って反映させていただきたいというふうに思ひます。

次に、土砂の安全性について、この条例の中でもうたわれているわけなんですけれども、この間の埋立てで、既に発生残土がもうないところから証明書が出されていたり、そういった証明書が使われていた。

特に原発事故後には全く、発生残土の証明書とは全く違うところから運び込まれていた。原発事故後には業者自ら、福島から残土を搬入していると、地域住民に説明したわけですね、世間話的に話したわけですね。担当課には調査をお願いした経緯があるわけなんですけれども。

不適切な残土埋立てを排除していくために、残土の発生元の工事現場にきちんと職員が出向いて、実際に残土の形状であるとか、あるいは発生状況、運搬ルートなどを確認する必要があるんじゃないかなというふうに思ひます。でなければ、申請書の文章だけを信じて、「はい、わかりました」ということで受け付けていたのでは、本当に安全性というのは確保できないというふうに思ひます。

そういった点で職員がきちんと目視してくる、現場へ行って、どんな土が運び込まれるのか、目視してくる。そういう確認をすべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

現状では職員による目視確認というのは実施しておりませんが、書面的なもので、申請時においては発生場所の土質検査やら、今度は受け入れる土地に対しての土壌検査、あとは議員がおっしゃいます発生元証明書、そちらの方の土質の検査等を実施していることで、その検査にあたっては公的機関での実施状況の結果証明書が添付されるというような状況で、その公的な書面をもって安全性を確認して実施しておりますので。職員が目視でも、実際に土

質が確かなものかというのは、土質検査が重要ではないかというふうには考えております。

○丸山わき子君

もちろん土質検査はやっていただきたいと思います。ただ、先ほども申しあげましたように、もう既に残土が運び出されてしまった後、そこから残土を持ってきますよという残土発生証明書が、八街の残土埋立てをやるというところの申請書類に添付されていた。実は同じ場所の証明書がほかの行政区でも使われていたということが、後になって私もわかったんですね。こんなことを許してはならないというふうに思います。

銚子の埋立て土砂の規制に関する条例では、職員が実際に出向いているんですね。その場で土の形状がどうであるか、あるいは発生の状況は本当にあるのかどうか、運搬ルートは確かに安全なのか、きちんと見ているわけです。そのかわり、銚子は大変厳しいです。県内で発生する残土のみということで規制しているわけです。

私も、やはり職員の皆さんの人数が大勢いるわけではないので、本当に職員の皆さんの手で、安全な土を八街に埋め立てするというならば、やはり私は銚子のように規制していいんじゃないかなと。千葉県内の残土、千葉県内であれば、日帰りで職員の皆さんは目視して行うことができると思います。そういう点で私は、残土の安全性の問題について、一層の見直しをする必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、その点を市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

土砂の安全性につきましては、先ほど担当からお話がございましたとおり、土砂等を搬入する前に、特定事業区域内におきまして千葉県建設発生土壌管理基準及び八街市土地埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則によりまして、搬入土壌の濃度につきまして検査資料採集調査及び地質分析結果証明書を添付させております。また土砂を搬入するときには当該土地等の発生場所ごとに発生元の責任者が発行した土砂等の発生元証明書、検査資料採集調査及び地質分析結果証明書を提出させております。また特定事業区域内におきましても、特定事業を開始した日から6カ月ごと、及び特定事業者埋立て完了時におきましても同様の検査、及び環境大臣が排水基準に定める測定方法によりまして排水汚染状況測定結果証明書を添付させ、安全確保に努めております。

○丸山わき子君

ちょっと市長、質問が違う。答弁が違うんじゃないかな。今、私が市長に伺ったのはそういうことを聞いたわけじゃないんです。

もう一度、答弁いただきたいと思います。今のは答弁じゃないんだもの。聞いていることは全然違うことを言っている。

○議長（林 修三君）

質問は2回です。

○丸山わき子君

2回じゃないんですよ。答弁が違うじゃない。答弁になっていないじゃない。市長のお考

えを伺いますと言ったのに、聞いてもないようなことをとうとうと聞かせていただいたんだけど。

じゃあもう一度、私は言いますけど。市長、一言でいいんですよ。やるか、やらないかということだけ。

この間、今、市長が言われたように事業者の調査結果、それを受けて「確かに安全ですね」、そういったことを繰り返してやってきたんですよ。しかしながら業者さんは、やはりくぐり抜きたいですから、いろんな書類を作るんです。そのことはみんな、職員の皆さんだってもう、半分わかっていると思います。そういうことをやっていたのでは、八街の土地はどんどん汚染されちゃうわけです。

そうじゃなくて、銚子がやっているみたいに。本当に持ってくるという計画の土、その現場、そこへ行って、残土の形状、どういうものを持ってくるのか、本当にその場所から発生するものなのかどうか、あるいは運搬ルートがちゃんと安全で運搬されてくるのかどうか。そういうことを黙視するというんです、銚子は。

私はそれぐらいは必要だと思います。業者の書類をうのみにして、「はい、大丈夫です」、そういう判こを押してしまわない。判こを押す前に、八街市が目視してくる。ここが違うじゃないかと、きちんと指導できるぐらいの、そういう対応が必要ではないかと思うんです。

銚子は、自分たちが、銚子市がきちんと責任を負うために、自分たちが1日で行って帰れる範囲に土砂の搬入の範囲を決めたわけなんです。それが千葉県内の土砂ということなんです。やはりそういう厳しい取り組みをしていかなければ、業者の言いなりの埋立てになってしまうということで、私はもっともって姿勢を強化していくべきであると。ですから銚子市のように、きちんと目視できる範囲内、千葉県内の土砂を埋め立てるというふうに、この条例を強化していくべきだということを、先ほどから申し上げているんです。市長、いかがでしょうか。

○議長（林 修三君）

質問回数が2回を超えましたので、次の質問に入ってください。

（丸山議員「だって答弁になってないんですもの。そんなことはないです。それは議長の範疇で決めるべきです。」と叫ぶ）

○議長（林 修三君）

次の質問に移ってください。

（丸山議員「そんな決め方は困ります。市長が手を挙げたんだから、市長、答弁してください。」と叫ぶ）

○議長（林 修三君）

質問回数が2回を超えましたので、次の質問に移ってください。

（丸山議員「そんな紋切り型の対応ではしようがないでしょう。答弁になっていなければ、答弁を求めるのが当然でしょう。」と叫ぶ）

○議長（林 修三君）

次に移ってください。

(丸山議員「議長の範囲で、そんなことはどうにでも対応できることでしょう。」と叫ぶ)

○市長（北村新司君）

今の件につきましては、今後しっかり研究させていただきます。

○丸山わき子君

ぜひ業者の言いなりの埋立てにならないように対応していただきたいというふうにお願いしたいと思います。

次に、私は一般会計補正予算、第10号ですね、13ページの6款1項2目の商工業振興費について、お伺いいたします。

この中で、消費者センターへの国の補助金の増とあるわけですがけれども、増となった原因。それから、増となるわけですから、消費者センターへの相談もいろいろと広範囲にわたって、複雑な内容が含まれてきているのではないかなというふうに思います。

そこで、この間の相談件数、あるいは、相談の傾向について、お伺いいたします。

○経済環境部長（吉野輝美君）

今回の商工業振興費の補正については消費生活対策費で、その内容といたしましては、この事業に対しては県の予算も関わってきます。県の予算についても今回、補正において対応しておりますので、あわせて市の予算も今回、補正をお願いすることとしております。

また、先ほどの相談件数的な推移でございますけれども、過去5年で申し上げますと、平成21年では379件、22年では365件、23年では403件、平成24年では440件、平成25年では457件と、増加傾向でございます。

それらの相談の内容的なものです。内容といたしまして、寄せられる内容は、平成25年度の相談件数を先ほど457件と申しましたけれども、これらの増加相談内容といたしましては、情報サイトによる相談に加えまして、子どもたちのインターネット利用やオンラインゲーム利用に関しての相談が増えております。また、スマートフォンの急激な普及で、親が知らないところで子どもがインターネットを利用されている。思わぬ消費者トラブルに巻き込まれる事案もございます。今後、市民の最も身近な相談窓口として、体制の充実に努めるとともに、被害の未然防止のための啓発活動に、今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

消費者生活窓口高度化事業というふうにあるわけですが、実際には、この事業内容を伺うとともに、今、情報サイトの相談が大変多くなっているというふうに説明いただいたんですけども、高齢者に対する相談がどうなっているのか。

先ほども出ていましたけれども、オレオレ詐欺的な。それも大変手口が込み入った内容で、高齢者の皆さんに対しては本当に、そんな内容でひっかかってほしくないと思うようなことで本当にひっかかっているということがあるわけですが、そういった点での高齢者に対する対策等については、どんなふうにお考えか、お伺いいたします。

○経済環境部長（吉野輝美君）

子どもたちの内容については先ほどご答弁申し上げましたが、高齢者の方々への対応としては近年、オレオレやら、年金の払い戻し関係での詐欺とか、警察官をかたる関係とか、いろいろありますけれども。

これらの対策といたしましては、今回の補正の中にもございますとおり、消費者窓口高度化事業として、相談員さんに消費者問題、複雑多様化した相談に対応するための対応能力強化を目的とした研修で、弁護士さんを講師として研修会を行う予定でございます。それらによって相談員さんの相談窓口での対応に対処していきたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

高齢者の皆さんが、あるいは市民の皆さんが被害に合わないために、ぜひそういったPRを強化していただくとともに、もう既に出前的に、出張出前的に説明に行きますよという担当課のお話ございましたけれども、ぜひ積極的な対応をいただきたいというふうに思います。

それから、ここの商工費であるわけですが、商工業振興対策について、1点お伺いしたいのは、商工費は年々削減されております。今議会では若干の補正があったわけですがけれども、前年度比、6月の伸び率等と比べますと、まだまだ追いついていないというのが実態であります。こうしたもとの、やはり八街の活力をいかに高めるか、いかに元気な地域経済の活性化に取り組むかということが本当に求められていると思います。

この間、八街駅前が地域経済活性化のためにということで、区画整理事業が必要なんだということで莫大な税金を投入して進められてまいりました。現在その方向で、地域経済活性化の起爆剤として駅前が活用されているのかどうか。私は大変、疑問に思うわけですね。当然、区画整理事業を始めるときに、駅前は市の顔だ、市の顔として発展させていく。こういう方針を持ったわけです。駅に向かって市役所側、市役所側は良好な居住環境を整えた住宅市街地。住宅市街地として周辺環境と調和のとれたまちなみの形成を図る地区、これはホームページでもきちんと、八街駅前の北側地区計画ガイドの中にはしっかりと載っているわけですね。ところが実際には、住宅地区と言われるところに銀行ができ、そして現在はセレモニーホール建設中だと。これは街づくりのコンセプトの上にはそぐわないと思うわけです。なぜこのような状況になったのか。本当にこれで八街市の経済活性化につながっていくのかどうか。私は大変疑問に思うわけですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（林 修三君）

丸山議員に申し上げます。ご承知のように、議案質疑は議題となっている事件について疑義を正すものであり、この項は消費生活相談員の補正に関わるものであります。ただいまの発言は議題内容にわたっておりますので、その範囲を超えております。もとに戻すよう、お願いいたします。

（丸山議員「商工振興対策費についてやっているんですよ。」と叫ぶ）

○議長（林 修三君）

消費生活相談員が今回の補正の内容でございますので、今回はその範囲を超えております。もとへ帰してください。

(丸山議員「商工費として、あるでしょう。活性化の問題でしょう。そんな規制をしてどうするのよ。商工振興として取り上げている。」と叫ぶ)

○議長（林 修三君）

再度申し上げます。今回の補正は消費生活相談員に関わることでありますので、今の質問は範囲を超えておりますので、もとに戻っていただくよう、お願いいたします。

(丸山議員「商工費に関わって、商工振興費という目があるでしょう。その目に関わって質問するのは悪くないでしょう。そんなのは議長の采配でできるんじゃないのか。」と叫ぶ)

○議長（林 修三君）

もとへ帰ってお願いいたします。

(丸山議員「ここで質問しても別に問題じゃないでしょう。私は振興対策費として通告してあります。」と叫ぶ)

○経済環境部長（吉野輝美君）

北側地区の活性化対策といたしましては、八街の顔となる駅の立地を活かしまして、現在、人が集まる賑わいのある活性化に向けた事業としては北口市が開催されております。これら、北口市を賑わいのあるものとして、今後も支援してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

私はそのように一生懸命、北口の賑わいをということで北口市をやっているわけです。その一方では、地区計画がありながら、セレモニーホールの建設の許可をしてしまう。

私は、一生を終えられた方の最期のセレモニーを行うのは非常に大事な場所だと思うんです。しかし八街市の地区計画を無視した、そういう建物を建てるべきではないというふうに思うわけです。目の前には学校もあります。そして市役所もあります。こういったところには、こうしたセレモニーホールはふさわしくないのではないかなというふうに思います。私はなぜ、こういう地区計画を無視してこのような建物ができてしまったのか、本当にこの建物を作った後、八街市の地域経済活性化を、あの駅前ですらに大きく広げていくことができるのかどうか。八街市の顔として駅前を活性化させていくことができるのかどうか、大変疑問を持つところであります。そういう点では私は、セレモニーホールは決してふさわしくないわけですから、計画変更の指導をすべきじゃないかなというふうに思います。

次に、道路排水対策について、お伺いいたします。

ここにつきましては、13ページですね、どこなのか、まずお伺いすると同時に、この賃借料が3万8千円ということなんですが、これは永遠に3万8千円の賃借料なのかどうか、お伺いいたします。

○建設部長（武井義行君）

今回計上させていただきました賃借料につきましては、市道住野30号線、これの冠水対策ということで、この後、同じ補正予算で計上させていただいておりますが、排水路の整備

工事、これに伴いまして必要となる土地の賃借料でございます。

これが今後いつまで必要かということでございますけれども、最終的に、うちの方の管を敷設した場合、富里地先の水路の方に接続するわけなんですけど、直接そのまま接続できないということで、ワンクッション置く形で、調整池という形で入れることとなります。ですから、下流域の水路等の改修等がなされない限り、賃借していくということになります。

○丸山わき子君

住野地先の道路排水対策、あるいは流末排水施設整備工事につきましては、長い間、地域住民の皆さんが本当に困っていた地域であり、今年の台風のときには大きな被害を受けたということで、その後、担当課の職員に駆け回って対応していただいたということで、早速、改善、改修されるということで、これは本当に高く評価したいというふうに思います。

もう1点、道路排水に関わって、県道に側溝を設けていただかないとなかなか、これからも大変なんではないかなというふうに思いますが。道路の側溝についてはどのように、県の県道側溝に関しては今どのような状況なのか、また今後どのような方向なのか、お伺いします。

○建設部長（武井義行君）

この冠水箇所の最大の原因は、県道側からの雨水の流入ということが大きな原因の1つだと思います。市といたしましても県道側に雨水排水用の側溝を入れてほしいということで、もう数年前から要望しておりますし、今年度も土木事務所の方に要望しているところでございます。

○丸山わき子君

ぜひ、県もなかなかできないでいる状況で、あそこを通過する車輛にとっては大変危険な状況があらうと思います。ぜひそういう点でも力を入れていただきますことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（林 修三君）

以上で丸山わき子議員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了いたしました。

お諮りします。議案第3号から議案第5号の専決処分の承認を求めることについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。

議案第3号から議案第5号の討論通告受付のため、10分間の休憩をしますので、休憩時間中に通告するよう、お願いいたします。

休憩に入ります。

（休憩 午前11時24分）

(再開 午前11時36分)

○議長(林 修三君)

再開します。

これから討論を行います、討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

議案第3号、専決処分の承認を求めることについて、八街市税条例の一部改正を採決します。この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(林 修三君)

起立全員です。議案第3号は承認されました。

次に、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて、八街市都市計画税条例の一部改正を採決します。この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(林 修三君)

起立全員です。議案第4号は承認されました。

次に、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて、八街市国民健康保険税条例の一部改正を採決します。この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(林 修三君)

起立全員です。議案第5号は承認されました。

議題となっています議案第6号、議案第7号、議案第9号、議案第10号及び議案第12号を、配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

議案付託表に誤りがあった場合は、議長が処理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により、各常任委員会の開催日の通知とします。

日程第2、議員派遣の件を議題とします。

八街市議会会議規則第172条第1項の規定により、6月15日から16日に開催される東日本大震災被災地視察研修会に参加するため、配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

ご異議なしと認めます。配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

日程第3、休会の件を議題とします。

明日6月11日から19日までの9日間を、各常任委員会の開催及び議事都合のため、休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

ご異議なしと認めます。6月11日から19日の9日間を休会することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

6月20日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。議員の皆様申し上げます。この後、議員親睦会総会を開催しますので、関係する議員は控室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時40分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第3号から議案第7号、
議案第9号、議案第10号、議案第12号
質疑、委員会付託
2. 議員派遣の件
3. 休会の件

-
- 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（八街市税条例の一部改正）
議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（八街市都市計画税条例の一部改正）
議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（八街市国民健康保険税条例の一部改正）
議案第6号 八街市基本構想の策定に関する条例の制定について
議案第7号 八街市行財政調査会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号 八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号 平成26年度八街市一般会計補正予算について
議案第12号 八街市税条例等の一部を改正する条例の制定について